

○防衛省告示第五号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成三十一年一月十一日  
防衛大臣臨時代理  
国務大臣 山本 順三

日 時 平成三十一年一月二十一日から二月八日までの間、毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区 域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

- (ア) 北緯三二度四七分一二秒
- (イ) 北緯三二度二〇分一二秒
- (ウ) 東経一二八度四五分五二秒
- (エ) 東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等 自衛艦九隻  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面上に船舶が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。  
三 前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第六号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成三十一年一月十一日  
防衛大臣臨時代理  
国務大臣 山本 順三

日 時 平成三十一年一月二十八日から二月八日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区 域 若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

- (ア) 北緯三七度〇〇分一一秒
- (イ) 東経一三四度五九分五〇秒
- (ウ) 北緯三七度二二分一一秒
- (エ) 東経一三五度三九分四九秒

実施艦等 自衛艦九隻  
その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面上に船舶が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。  
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成三十一年一月十一日  
防衛大臣臨時代理  
国務大臣 山本 順三

日 時 平成三十一年一月二十六日及び同月二十八日(予備、同月二十七日、同月二十九日及び同月三十日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区 域 野島崎南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

- (ア) 北緯三四度三五分一二秒
- (イ) 東経一四〇度一六分四八秒
- (ウ) 北緯三四度〇八分一二秒
- (エ) 東経一四四度〇四分一二秒

実施艦等 自衛艦十隻  
その他 一 射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面上に船舶が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。  
三 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第八号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成三十一年一月十一日  
防衛大臣臨時代理  
国務大臣 山本 順三

日 時 平成三十一年一月二十六日及び同月二十八日(予備、同月二十七日、同月二十九日及び同月三十日)の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区 域 八丈島東方の北緯三二度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等 自衛艦十隻  
○東北地方整備局告示第三号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定する。同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局南三陸国道事務所において一般の縦覧に供する。  
平成三十一年一月十一日  
東北地方整備局長 高田 昌行

一 道路の種類 一般国道  
二 路線 名 四十五号  
三 指定する道路の部分  
区 間 敷地の幅員 延長

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第一五地割字辺津沢七番二から同  
県下閉伊郡山田町船越第二地割無番まで  
四 指定する期日 平成三十一年一月十一日  
○東北地方整備局告示第四号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十一年一月十一日  
東北地方整備局長 高田 昌行

(一) 道路の種類 一般国道  
(二) 路線 名 四十五号  
(三) 道路の区域  
変更前 敷地の幅員 延長 備考  
後別 敷地の幅員 延長 備考

岩手県上閉伊郡大槌町大槌第二  
三地割字山一〇番二から同  
県下閉伊郡山田町船越第一地割  
無番まで  
後 BA 一三・八〇〇〇  
九六・〇〇  
八・三九九  
う。 九・九九〇  
八・三九九

○東北地方整備局告示第五号  
次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十一年一月十一日  
東北地方整備局長 高田 昌行  
路線 名 供 用 開 始 の 区 間  
四十五号 岩手県上閉伊郡大槌町大槌第一五地割字辺津沢七番二から東北地方整備局及び同局南三陸国道事務所  
係図面に表示する部分のみ。  
供用開始の期日 平成三十一年一月十二日十五時三十分